

行政文書非公開決定通知書

3 観名保第 26 号
令和 3年 5月 10日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 3年 4月 27日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

| | |
|---------|--|
| 行政文書の名称 | 21/4/26 中日新聞 8面 「一名古屋城天守木造復元事業でエレベーターの代わりに どんなバリアフリーのアイデアがあるのか。 河村市長『四、五年前、ある企業にお願いして検討して もらった。』」の依頼文、費用がわかるもの |
| 公開しない理由 | 請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、不存在 であるため、非公開とします。 |
| 備考 | <決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488 |

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書非公開決定通知書

3 観名保第 27 号
令和 3年 5月 10日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし

印

令和 3年 4月 27日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

| | |
|---------|--|
| 行政文書の名称 | 21/4/26 中日新聞 8 面 「一名古屋城天守木造復元事業でエレベーターの代わりにどんなバリアフリーのアイデアがあるのか。 河村市長『四、五年前、ある企業にお願いして検討してもらった。今の技術だと人力（で上階へ運ぶ手段）がいいという結論になりました。』」の結論がわかるもの |
| 公開しない理由 | 請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、不存在であるため、非公開とします。 |
| 備考 | <決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488 |

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。